

持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年6月30日付け環総第168号

(趣旨)

第1条 持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の拡大により、県内における社会貢献活動への影響を踏まえ、NPO（島根県県民いきいき活動促進条例で定める民間非営利活動をいう。以下同じ。）による支援を必要とする子どもや生活困窮者など社会的弱者を支えるための新たな取組みや、NPOが事業を実施する際の新型コロナウイルス感染防止対策等に必要な経費を助成するものとし、福祉、文化、スポーツ、教育、まちづくりなど、多様な分野における県民いきいき活動に取り組むNPOの活動充実及び事業継続を支援することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体（以下「事業者」という。）は、島根県社会貢献活動推進事業実施要綱に定める登録団体の要件を満たす団体を基本とし、別記持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金実施要領（以下、「要領」という。）に定めるとおりとする。

(交付の対象)

第4条 交付対象とする事業、補助率等については次のとおりとする。

(1) 社会的弱者を支える活動の充実支援

子どものケアや生活困窮者など弱い立場の人々の生活を支える活動に必要な経費（新規・拡充分）、補助率10/10、補助上限 1団体あたり50万円

(2) NPOの事業継続支援

新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費及び新型コロナウイルス対応のための情報共有・情報収集に必要な経費、補助率2/3、補助上限 1団体あたり100万円

(3) 上記(1)、(2)の併用も可能とし、その際の補助上限について、1団体あたり100万円とする。

2 補助対象経費等は、要領に定めるとおりとする。

(補助事業の申請等)

第5条 補助事業を実施しようとする事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類及び提出期限は、別に定めるものとする。

(補助事業の審査及び交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規程による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容について、別に定める持続可能な社会貢献活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、事業の採否を決定するものとする。

2 知事は、第1項の規定により補助事業の採択を決定したときは、事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

4 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年4月7日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第7条 事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理)

第8条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(変更の承認等)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額を増額しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業効果に影響がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第10条 事業者は、第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、第11条の報告を受けた場合には、報告書等の種類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

2 知事は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(実施状況報告)

第13条 事業者は、知事が指示したときは、実施状況報告書（様式第4号）により、補助事業の実施状況を報告しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助金は第12条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

- 第16条** 事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 知事は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第17条** 事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第6号）を提出するものとする。
- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増額価格が10万円を超えるものとする。
 - 3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(情報公開)

- 第18条** 補助金の交付を受けて事業を実施した事業者は、補助事業の内容と成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。
- 2 事業者は、知事が補助事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(その他)

- 第19条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付申請書

令和2年度において、下記のとおり事業を実施したいので、持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容
[目的]

[内容]

3 経費
別紙のとおり

4 事業計画

5 補助事業の完了予定年月日
令和 年 月 日

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に要する(した)経費 (a)+(b)又は (a)+(c)	負担区分			備考
			補助金 (a)	自己負担金 (b)	その他 (c)	
合計						

2 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
自己負担金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合計					

(添付書類)

(様式第1号の2)

申請要件に関する確認書

年 月 日

島根県知事 様

(団体名)

(代表者職・氏名)

印

当団体は、持続可能な社会貢献活動支援事業補助金実施要領第1条に規定する各要件のいずれにも該当します。

なお、県において疑義がある場合は、別途、県の指示による必要な報告を行います。

記

(1) NPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- エ 法第29条に規定する書類(事業報告書等)のすべてを所轄庁に提出している。
- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていない。
- カ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- キ 日本財団公益コミュニティサイトCANPANに団体情報が登録されている。

(2) 市民活動団体の場合

- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- エ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備している。
- オ 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業(補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの)を行った実績を有する団体又は現在行っている。
- カ 法第2条第2項第2号に該当する。(法の規定を援用)
- キ 団体の役員が法第20条各号に該当しない。(法の規定を援用)
- ク 法第21条の規定を満たしている。(法の規定を援用)
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していない。

(3) 上記(2)のすべてを満たす市民活動団体から法人化した設立後1年又は1事業年度を経過していないNPO法人の場合、知事が別に定める基準を満たしている。

(4) 社団、財団法人の場合

- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。
- イ 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- ウ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- エ 法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類(財務諸表)等、事業報告書を整備している。
- カ 法第2条第2項第2号に該当する。(法の規定を援用)
- キ 団体の役員が法第20条各号に該当しない。(法の規定を援用)
- ク 法第21条の規定を満たしている。(法の規定を援用)
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。
- サ 以下①～③の要件を全て満たしている。
 - ①剰余金の分配を行わないことを定款に定めている。
 - ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている。
 - ③上記①及び②の定款の定め違反する行為(上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行ったことがない。

様式第2号（第9条関係）

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金変更承認申請書

令和2年〇月〇日付け環総第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費の配分及び収支予算変更内訳書（別紙のとおり）

（注）

記載様式は様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

様式第3号（第11条関係）

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金実績報告書

令和2年〇月〇日付け環総第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。）

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり ※記載様式は様式第1号に準ずるものとする。
- 2 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 3 事業結果報告 別紙のとおり ※任意様式
- 4 添付書類

様式第4号（第13条関係）

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業実施状況報告書

令和2年〇月〇日付け環総第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、その実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

（ 年 月 日現在）

事業区分	計 画	遂行状況	進捗率	完了予定 年月日	備 考
			%		

2 経費（事業費）の執行状況

（ 年 月 日現在）

事業区分	計 画 額	執行済額	出来高	今後執行予定額	備 考
	円	円	%	円	

様式第5号（第14条関係）

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業補助金概算払請求書

令和2年〇月〇日付け環総第〇〇号で補助金の交付決定のあった補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、持続可能な社会貢献活動支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき請求します。

記

事業区分	交付決定額		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	既受領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
	n 円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)		

※1 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

※2 (%)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

様式第6号（第17条関係）

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金財産処分承認申請書

令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱第17条の規定により承認を申請します。

記

1. 処分をしようとする財産等

2. 処分を必要とする理由

3. 処分の方法

4. 処分対象財産の状況

財産等 の種類	財産等 の名称	形式	数量	取得価格		取 得 年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	